最終更新日:2023年5月12日

HENNGE株式会社
代表取締役社長　小椋　一宏
問合せ先:03-6415-3660
証券コード:4475
https://hennge.com/jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、企業経営の透明性・公正性を確保し、継続的な成長を促すために、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると考えております。具体的には、後記の統治体制により、内部牽制機能が有効に作用し、それが維持・継続されていくことで、不正を未然に防止し、取締役、監査役及び従業員それぞれが自らの役割と責任を果たしていくことで、株主その他のステークホルダーからの信頼を得られるとともに、社会的信頼を高め、当社グループの継続的な成長を促進させることとなると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社では、コーポレートガバナンス・コードにおける基本原則の全てを実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
小椋 一宏	8,230,100	25.51
宮本　和明	4,105,700	12.72
永留　義己	3,736,700	11.58
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,380,200	4.28
STATE STREET BANK CLIENT OMNIBUS OM04	808,305	2.51
株式会社ＳＢＩ証券	608,167	1.88
株式会社ブイ・シー・エヌ	600,000	1.86
HENNGE従業員持株会	370,687	1.15
吹野　博志	306,000	0.95
BBH(LUX) FOR FIDELITY FUNDS-PACIFIC POOL	267,400	0.83

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

上記「大株主の状況」について、以下のとおり記載しております。

・2023年3月末日(直前事業年度末)時点の株主名簿に基づいて記載しております。

・自己株式が233,017株あり、持ち株比率は当該自己株式数を発行済株式総数から控除して計算しております。

・2022年10月1日から直前事業年度末迄の期間中における当社株式の保有状況について、以下のとおり、大量保有報告及びその変更報告書が関東財務局長に提出され、当社株式を保有している旨が記載されておりますが、実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記表には含めておりません。

［提出日付］	［提出書類］	［提出者］	［保有株式数］	［保有割合］
2023年2月22日	変更報告書	フィデリティ投信株式会社	1,219,600株	3.75%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 グロース
決算期	9 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

———

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

———

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

［取締役関係］

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
髙岡　美緒	他の会社の出身者											○

加藤　道子	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
髙岡　美緒		同氏は、ベンチャーキャピタルであるDNX VenturesのPartnerとして、同ベンチャーキャピタルが組成するファンドを担当しており、当社は同ファンドに出資を行っております。また、譲渡制限付株式としての当社普通株式を800株保有しておりますが、これ以外の人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。	当社は、新製品開発活動、投資活動、M&A等を組み合わせることで、常に新しいプロダクトを模索し、創造し続けることを成長戦略の一つとして位置付けており、同氏の豊富な経験に基づく、客観的な立場からのご意見やご指摘は、当社の成長戦略の実現の加速及び経営に対する監督機能の向上を図るうえで、有益であります。また、当社に新たな経営視点をもたらすものと判断し、社外取締役に選任しております。同氏は、投資全般の経験と知見に加え、管理部門全般についての経験と知見を有していることから、事業開発及び内部統制全般について、バランス感覚を持った幅広い視点からの意見、指摘及び判断により、当社の中長期的な企業価値向上に寄与することを期待しております。
加藤　道子	○	譲渡制限付株式としての当社普通株式を800株保有しておりますが、これ以外の人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。	当社は、新製品開発活動、投資活動、M&A等を組み合わせることで、常に新しいプロダクトを模索し、創造し続けることを成長戦略の一つとして位置付けており、同氏の豊富な経験に基づく、独立、客観的な立場からの有益なご意見やご指摘は、当社の成長戦略の実現を加速させ、また、当社に新たな経営視点をもたらすと判断し、社外取締役に選任しております。 同氏は、投資全般の経験と知見に加え、取締役CFOとしてコーポレート・ファイナンスを管掌した経験と知見を有していることから、特に当社の財務面の強みを活かした事業開発に関する意見、指摘及び判断により、当社の中長期的な企業価値向上に寄与することを期待しております。また、同氏と当社との間に、人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はなく、独立性が十分に確保されていると認識しており、一般株主と利益相反のおそれがないことから、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	3 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

原則として、四半期毎に、監査役、会計監査人及び内部監査セクションによる三様監査ミーティングを開催し、監査に必要な情報交換及び共有を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
早川　明伸	他の会社の出身者													
小内　邦敬	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
早川　明伸	○	譲渡制限付株式としての当社普通株式を800株保有しておりますが、これ以外の人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。	同氏は、弁護士としての企業法務分野における専門的な知識と豊富な経験に加え、高い見識を有しており、今後もその知識と経験に基づき、独立かつ客観的な立場から、当社監査機能の一層の強化を図るための有用な助言や提言を期待できるものと判断し、社外監査役に選任しております。
小内　邦敬	○	譲渡制限付株式としての当社普通株式を800株保有しておりますが、これ以外の人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。	同氏は、税理士としての企業会計及び税務会計分野における専門的な知識と豊富な経験に加え、高い見識を有しており、今後もその知識と経験に基づき、独立かつ客観的な立場から、当社監査機能の一層の強化を図るための有用な助言や提言を期待できるものと判断し、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名

その他独立役員に関する事項

当社は、東京証券取引所の定める独立性基準を踏まえ、当社の「社外役員の独立性の判断に関する基準」を策定しており、当社ウェブサイトに掲載しております。当該基準は、以下のURLよりご確認いただけます。

https://hennge.com/jp/ir/governance/

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

当社では、取締役及び監査役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者 更新	従業員、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明 更新

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である役員が存在しないため、個別開示は実施しておらず、総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の基本報酬は、2005年12月26日開催の第9期定時株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲において決定しております。また、株式報酬の額は、2021年12月23日開催の第25期定時株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲において決定しております。
なお、当社では次のとおり、取締役の個人別の報酬等の決定方針を定めております。

1．基本方針
　1)報酬の体系
　当社の取締役（社外取締役を含む。以下同様。）の報酬は、金銭による固定報酬である基本報酬及び非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬により構成する。なお、各業務執行取締役について、今後業績連動報酬が、各業務執行取締役の継続的かつ中長期的な業績向上への意欲を高め、企業価値の継続的な向上を図るインセンティブとして機能すると判断した場合には、さらにこれを組み合わせた報酬体系とする。
　2)報酬の水準

当社の業務執行取締役の報酬水準は、当社又は当社グループの中長期的な成長を担う人材を確保、維持できる水準を目標とする。また、当社の社外取締役の報酬水準は、当社グループの業務の適正を確保するため、財務、会計、法務等、専門的知見を有し、株主の目線に立った、適切な意見を経営に反映させることができる人材及び当社グループの中長期的な成長戦略の実現に必要な専門的知見を有し、当社グループの中長期的な成長を担うことができる人材を確保、維持できる水準を目標とする。

2．金銭による固定報酬である基本報酬の算定方法及び付与の時期又は条件の決定に関する方針
当社の個人別の取締役の基本報酬は、同業又は同規模の他企業との比較及び当社の業績並びに財務状況を考慮しつつ、個々の職責及び業績貢献に基づき、総合的に勘案して決定し、毎月定額を支給する。

3．非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬の内容、その額若しくは数又は算定方法及び付与の時期又は条件の決定に関する方針
当社の取締役に対して、中長期的な業績向上に向けたインセンティブを適切に付与することを目的として、毎年一定の時期に（主に定時株主総会後に速やかに）、株主総会において基本報酬と別枠で承認を得た報酬上限額の範囲内にて、譲渡制限付株式報酬を支給する。譲渡制限付株式報酬の支給額については、基本報酬と比較して過大にならない範囲で、個別の取締役の役位、職責、業績等を総合的に考慮して決定する。

4．金銭による固定報酬である基本報酬の額及び非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬の額の取締役の個人別の報酬額に対する割合の決定に関する方針
当社の各業務執行取締役の報酬の種類ごとの割合は、基本報酬を70%、株式報酬を30%とすることを目安とし、各社外取締役の報酬割合は、基本報酬を85%、株式報酬を15%とすることを目安とし、個々の職責及び業績貢献に基づき、総合的に勘案して適切な報酬比率となるように決定する。

5．取締役の個人別の報酬額についての決定に関する事項
当社の個人別の取締役の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受け、本決定方針に従って決定する。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポートは、主にビジネス・アドミニストレーション・ディビジョンが行なっております。取締役会に付議される議案につきましては、原則として取締役会開催日の3営業日前に議案の連絡をする他、電子的手法により議案書類を共有のうえ、必要に応じて、その内容を説明しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

1）取締役及び取締役会
当社の取締役会は取締役6名によって構成され、うち2名が社外取締役であります。社外取締役は当社グループの経営に資する経験を有する人材を選任しており、より広い視野に基づいた経営意思決定と社外からの経営監視を可能とする体制作りを推進しております。
取締役会は、効率的かつ迅速な意思決定を行えるよう、毎月の定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、定款及び法令に則り、経営の意思決定機関及び監督機関として機能しております。
なお、取締役会の構成員は、代表取締役社長 小椋一宏を議長とし、取締役 宮本和明、永留義己及び天野治夫並びに社外取締役 髙岡美緒及び加藤道子であります。

2）監査役及び監査役会
当社の監査役会は常勤監査役1名、非常勤監査役（社外監査役）2名の合計3名によって構成されております。常勤監査役は、取締役会のほかに社内の重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査しております。また監査役3名は取締役会に参加し、適宜必要な意見を述べております。
監査役は年間監査役監査計画に従い、監査した内容を監査役会において報告及び共有することで、有効かつ効率的な監査機能を果たしております。また、監査役は会計監査人及び内部監査担当者と連携し、当社グループの監査に必要な情報を共有し、監査の有効性を高めております。
なお、監査役会の構成員は、監査役 後藤文明（常勤）、早川明伸（非常勤／社外監査役）及び小内邦敬（非常勤／社外監査役）であります。

3）内部監査部門
当社グループの内部監査は、内部監査セクションの内部監査担当者を中心に3名で実施しております。内部監査担当者は、内部監査計画に基づき、当社グループにおける法令の遵守状況の確認の他、業務活動の監査を実施し、当該業務活動が、当社グループの経営方針、社内規程及び諸制度に準拠して、適正かつ効果的、効率的に運営されているかを確認しております。その内部監査結果については、代表取締役社長に報告するとともに、被監査部門に対して業務改善に向け具体的に助言・勧告を行っております。また、改善状況について、後日フォローアップし確認しております。
なお、内部監査実施時には常勤監査役が立ち会い、内部監査結果については、会計監査人への報告を行うことで、情報の共有を図っております。

4）執行役員制度及び執行役員会
当社は、機動的な意思決定及び業務執行の効率化を図るため、執行役員制度を導入しております。
執行役員は、取締役会において選任され、取締役会の決議によって定められた分担に従い業務執行を行っております。また、当社は、経営に関する重要な事項の審議、執行役員の業務執行に関する報告及び役員間の情報交換を図る会議体として、執行役員会を設置しております。
なお、執行役員会の構成員は、代表取締役社長 小椋一宏を議長とし、取締役 宮本和明、永留義己並びに執行役員 汾陽祥太、中込剛、三宅智朗、髙須俊宏、箕浦賢一、戸村誠知及び小林遼であります。

5）役員の責任免除及び責任限定契約の内容の概要
当社は、職務執行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含みます。）及び監査役（監査役であった者を含みます。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

また、当社と社外取締役2名及び監査役3名（うち、社外監査役2名）との間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当該社外取締役又は各監査役がその職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項が定める最低責任限度額を限度としております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社であり、取締役会と監査役会を中心としたコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。取締役会では活発な議論が行われており、また、社外取締役2名を選任することで、経営に多角的な視点を取り入れるとともに、取締役の監視機能を強化しております。これに加え、当社にて長年、社外監査役及び社外取締役を務め、当社を熟知している常勤監査役1名及び独立社外監査役2名を選任することで、実効的且つ独立した立場からの監査を確保するとともに、監査機能の強化を図っております。更に、内部監査を担当する組織として、内部監査セクションを設置し、監査役会及び会計監査人との連携を図っております。業務執行については、機動的な意思決定及び業務執行体制の強化と効率化を図るために執行役員制度を導入しており、執行役員は、各部門、子会社の責任者として業務執行を担当しております。以上のことから、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保できると判断し、現在の体制を採っております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に努めるとともに、株主総会招集に関する取締役会決議後、招集通知の発送前の段階で、当該招集通知に記載する情報を東京証券取引所が運営するウェブサイト、当社ウェブサイト等を通じて速やかに公表しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は決算期が9月であるため、他の上場企業の多くが株主総会を開催する6月ではなく、例年12月を開催月としております。今後も、より多くの株主の皆様にご出席いただけるよう、集中日を回避して開催できるよう努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使に関する株主様の利便性向上、議決権行使率の向上のため、電子投票制度の導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	現在、議決権電子行使プラットフォームに参加しておりませんが、今後の株主構成、また当該プラットフォーム参加に掛かる費用等をふまえ、採否を検討してまいります。
招集通知（要約）の英文での提供	当社ウェブサイトに掲載しております。 https://hennge.com/global/ir/info/

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトに掲載しております。 https://hennge.com/jp/ir/policy/	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	不定期に年間数回の個人投資家向けの説明会を実施し、事業の内容、ビジネスモデル、また成長戦略等について説明することとしております。	あり

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト、機関投資家向けの説明会を実施し、事業の状況や業績、経営方針、業績見通し等を説明しております。 なお、本報告書提出日現在において、2023年9月期の各四半期決算に係るアナリスト、機関投資家向け説明会を次のとおり開催いたしました。 1．2023年9月期　第1四半期 　実施日：2023年2月10日 　実施方法：オンラインでの開催、動画オンデマンド配信及びスクリプト形式にて当社ウェブサイトに掲載 2．2023年9月期　第2四半期 　実施日：2023年5月12日 　実施方法：オンラインでの開催、動画オンデマンド配信及びスクリプト形式にて当社ウェブサイトに掲載	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明に関する英語での動画配信及び英語スクリプト付き決算説明資料を当社ウェブサイトに掲載しております。 また、海外機関投資家向けの個別ミーティング（電話会議を含む。）を実施し、事業の状況や業績、経営方針、業績見通し等を説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトに、決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、適時開示書類および各種説明会資料等を掲載しております。 https://hennge.com/jp/ir/	
IRに関する部署（担当者）の設置	ビジネスプランニングアンドアナリシス・ディビジョンにて担当しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	顧客、株主、投資家等のステークホルダーに対して、適時適切に会社情報を公表していくことが重要であるとの認識のもと、当社ホームページ等を通じて正確な情報開示を行なっております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社では社内規程、稟議、契約書類等の文書について、ペーパレス化を推進しており、事業活動における省資源化に取り組んでおります。 また、当社は「グリーン電力証書」の購入により、本社の照明に使用する年間電力量（約300,000kWh※2021年10月から2022年9月の年間電力量）の100%相当をグリーン電力化し、再生可能エネルギーの普及と地球温暖化防止、地球環境負荷軽減に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	顧客、株主、投資家等のステークホルダーに対し、適時適切な情報開示を行うため、情報開示に係る基本方針として、「ディスクロージャー・ポリシー」を策定しております。当社では、当該ポリシーに基づき、ステークホルダーに対し情報開示を行なっております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、適切な内部統制システムを構築することが、取締役会の重要な責務の一つであると認識のもと、以下のとおり、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システムの構築に係る基本方針」）を次のとおり制定しております。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成され、法令、定款及び「取締役会規程」に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
(2) 取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を監督する。
(3) 取締役会の意思決定機能の強化及び業務執行の効率化を図るため執行役員制を採用する。執行役員は、取締役会の決定のもと、取締役会及び代表取締役の委任に基づき、担当職務を執行する。
(4) 全ての取締役及び従業員が、企業の社会的責任を常に認識し、また、単に明文化された法令・ルールの遵守に留まらず、広く社会規範を遵守して行動ができるよう「コンプライアンス基本方針」及び「コンプライアンス規程」（以下、総称して「コンプライアンス規程等」という。）を制定し、コンプライアンス経営を実践する。
(5)「コンプライアンス規程等」に従い、コンプライアンス担当取締役を選任し、当該コンプライアンス担当取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当該委員会の定期的開催と内部通報窓口との連携を以って、取締役及び従業員の法令違反及びその発生可能性につきモニタリング、調査及び監督指導する。
(6) コンプライアンス違反が発生した場合は、コンプライアンス委員会を中心として、代表取締役社長、取締役会、監査役会に報告される体制及び顧問弁護士に適宜相談、報告される体制を構築する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
　経営に関する重要文書、秘密情報及び個人情報について、法令、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」等に定めるところにより、適切に記録・保存、管理する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
　「リスク管理規程」及び「危機管理規程」を制定し、リスクの顕在化を予防するとともに、リスクが顕在化した際の迅速かつ適切な措置を講じる体制を整備する。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に係る事項を「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月1回開催する他、必要に応じて臨時に開催する。
(2) 取締役は、IT技術を活用し、迅速かつ的確な経営情報の把握に努める。

5．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項について、当社の取締役会において、子会社の経営状況について定期的に報告を受け、業務の適正を確保する。
(2) 「リスク管理規程」に定めるリスク項目について、子会社の取締役会において、適宜評価を行い、リスクの顕在化を予防するとともに、リスクが顕在化した際の迅速かつ適切な措置を講じる体制を整備する。
(3) 当社の監査役は、子会社の内部統制システムが適切に整備されているかに留意し、必要に応じて法令等に定める権限を行使し、子会社の調査等を行う。
(4) 内部監査担当者は、定期的又は臨時に子会社の内部監査を実施し、内部統制の整備を推進するとともに、改善策の指導、実施の支援・助言等を行う。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性に関する体制
(1) 監査役が補助者の設置を希望する場合は、取締役と監査役が意見交換を行い、監査役の職務を補助する使用人を決定する。
(2) 監査役を補助する使用人を設置した場合、当該使用人は監査役からの要請に関して、取締役及び上長等の指揮・命令を受けない。
(3) 監査役の職務を補助する使用人の人事異動及び懲戒処分については、事前に監査役の同意を必要とする。

7．取締役及び使用人による監査役への報告に関する体制
(1) 取締役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員は、監査役の求めに応じて速やかに業務執行状況を報告する。
(2) 取締役、子会社の取締役は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。
(3) 従業員及び子会社の従業員が、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、内部通報窓口又はその他の方法により、監査役に報告できる体制とする。
(4) 上記により監査役に報告を行った者に対して、不利益な取扱いを行わない体制とする。
(5) コンプライアンス担当取締役は、内部通報制度の通報の事実について、適宜遅滞なく監査役に報告を行う。

8．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定プロセス及び業務の執行の状況を把握するため、重要な会議に出席し意見を述べるとともに、主要な決裁を求める書面その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員にその説明を求めることができる。
(2) 監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「反社会的勢力（ASF）に対する基本方針および対応に関する規程」及び「反社会的勢力（AFS）調査マニュアル」を設けております。また、渋谷地区特殊暴力防止対策協議会へも加盟し、情報収集・共有を行っております。

Ⅴ その他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の適時開示手続きに関するフローは次のとおりです。

■決算情報の開示フロー

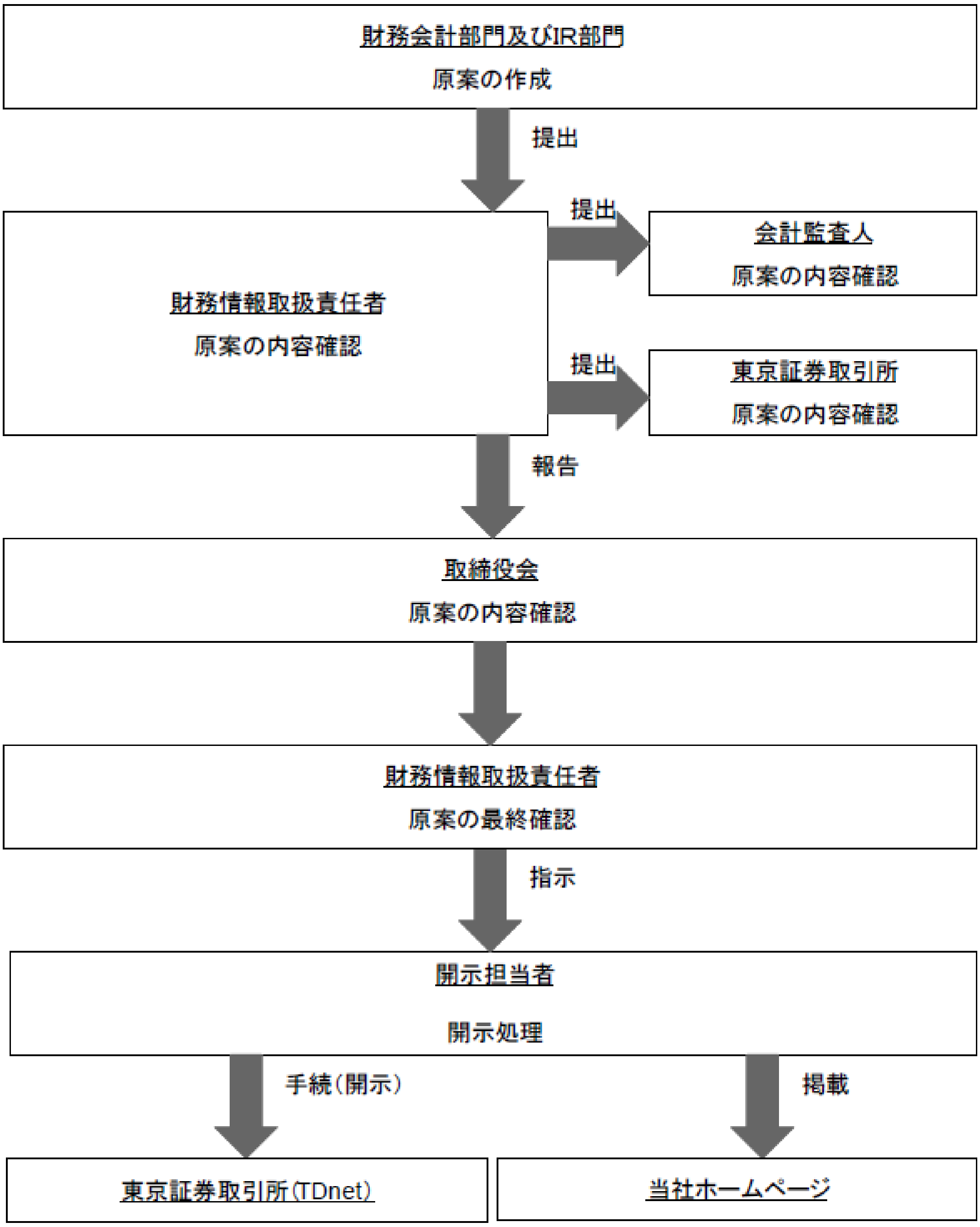

財務会計部門及びIR部門
原案の作成
提出
財務情報取扱責任者
原案の内容確認
提出
会計監査人
原案の内容確認
提出
東京証券取引所
原案の内容確認
報告
取締役会
原案の内容確認
財務情報取扱責任者
原案の最終確認
指示
開示担当者
開示処理
手続（開示）
掲載
東京証券取引所（TDnet）
当社ホームページ

■決定事実の開示フロー

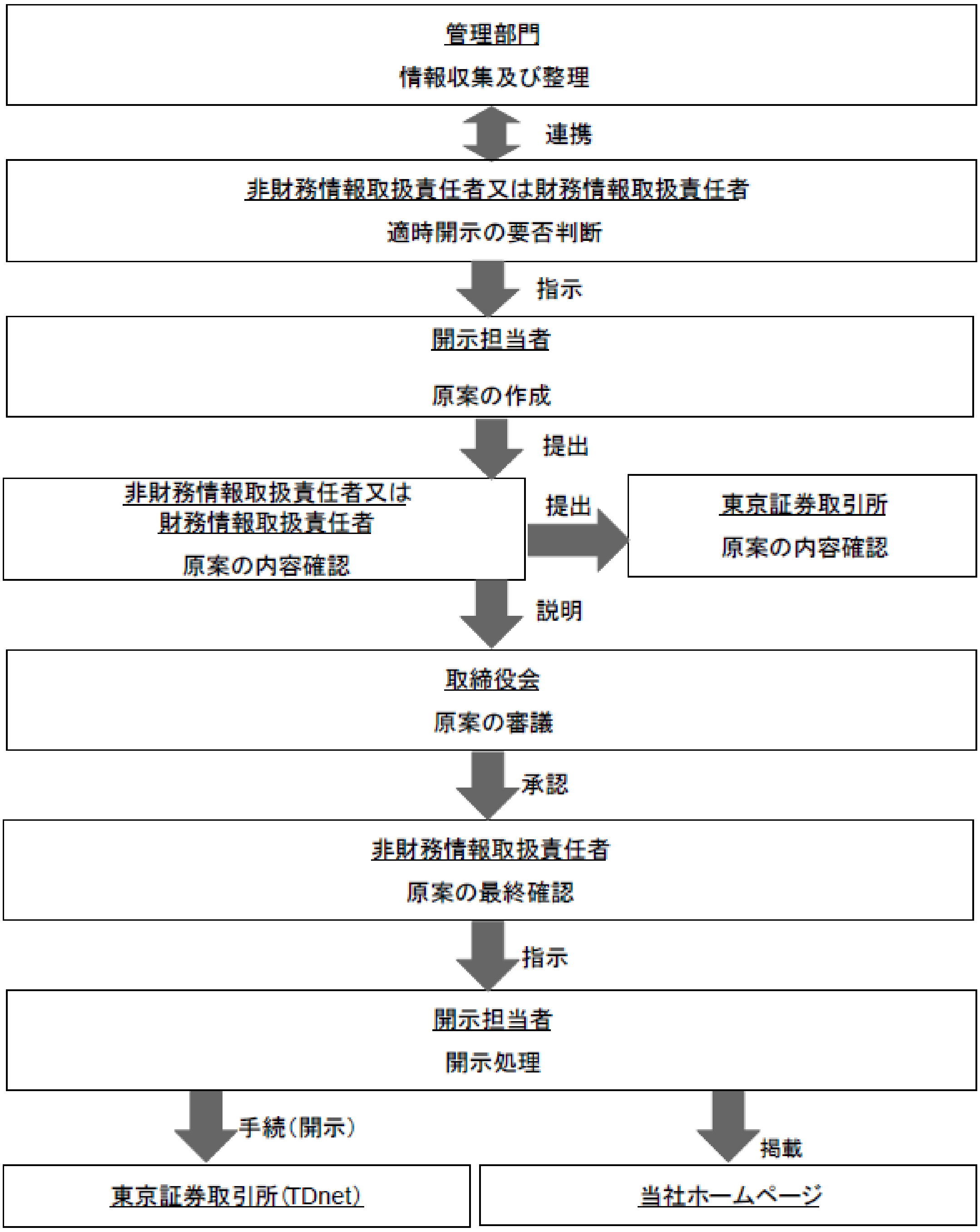
管理部門
情報収集及び整理
連携
非財務情報取扱責任者又は財務情報取扱責任者
適時開示の要否判断
指示
開示担当者
原案の作成
提出
非財務情報取扱責任者又は
財務情報取扱責任者
原案の内容確認
提出
東京証券取引所
原案の内容確認
説明
取締役会
原案の審議
承認
非財務情報取扱責任者
原案の最終確認
指示
開示担当者
開示処理
手続(開示)
掲載
東京証券取引所(TDnet)
当社ホームページ

■発生事実の開示フロー

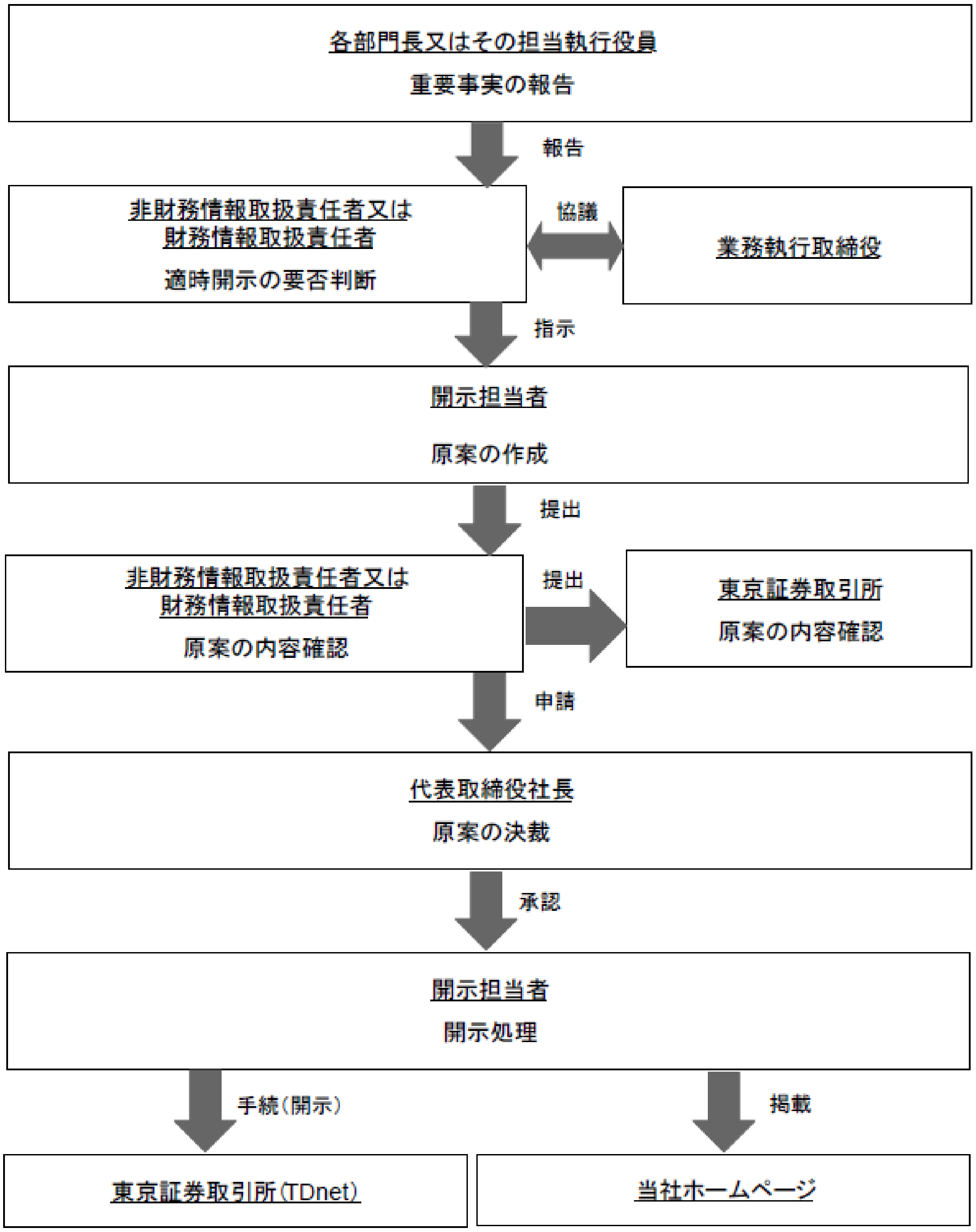

各部門長又はその担当執行役員
重要事実の報告
報告
非財務情報取扱責任者又は
財務情報取扱責任者
適時開示の要否判断
協議
業務執行取締役
指示
開示担当者
原案の作成
提出
非財務情報取扱責任者又は
財務情報取扱責任者
原案の内容確認
提出
東京証券取引所
原案の内容確認
申請
代表取締役社長
原案の決裁
承認
開示担当者
開示処理
手続（開示）
掲載
東京証券取引所（TDnet）
当社ホームページ
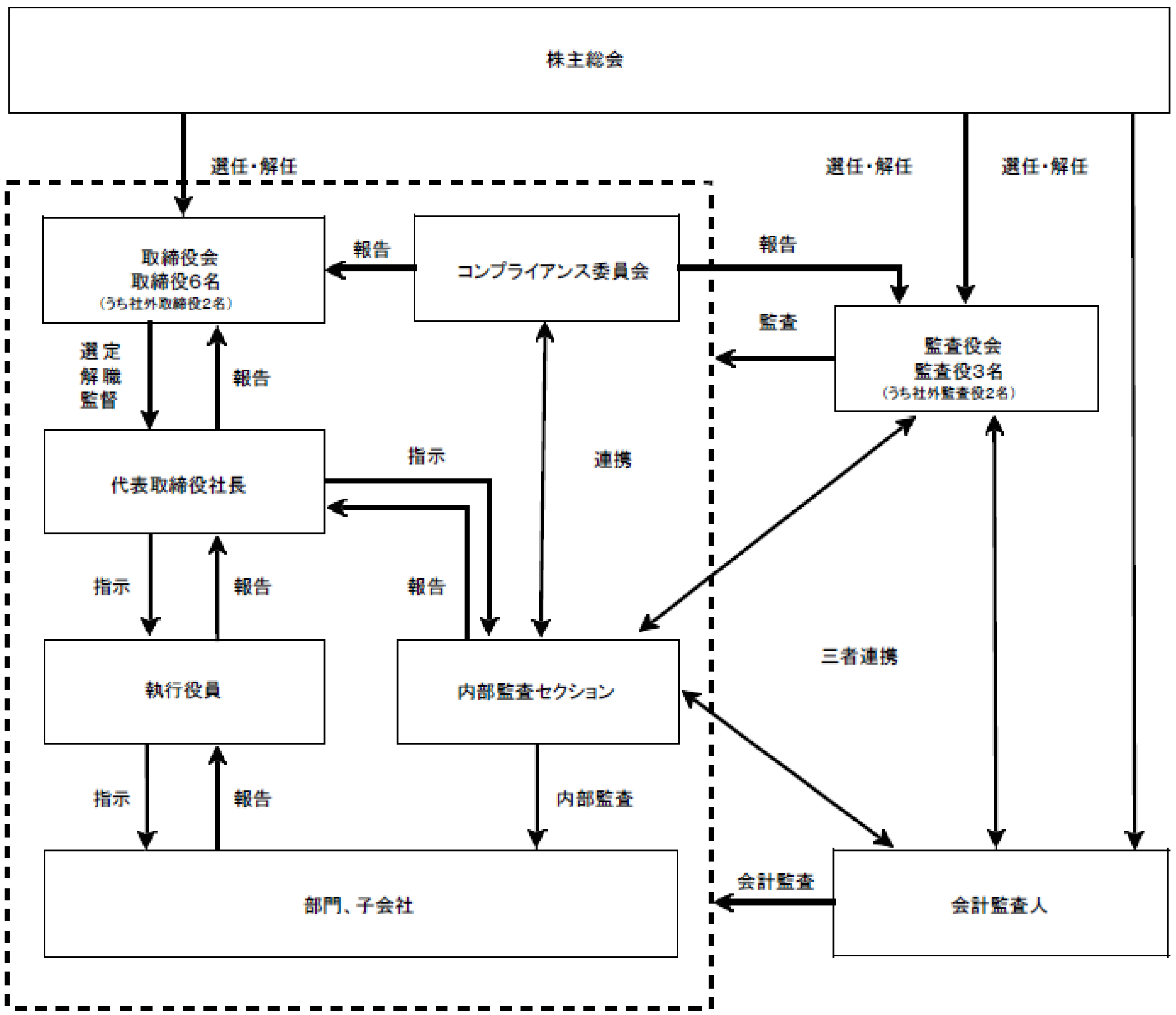
コーポレート・ガバナンス体制図